

リハビリテーション病院の地方独立行政法人化に伴う総合リハビリテーションセンター内・市立病院間の連携について

I 総合リハビリテーションセンターの概要

1 目的

総合リハビリテーションセンターは、生活習慣病に起因する脳血管障害などの疾病や交通事故等に伴う脊髄損傷などにより増加する中途障害者に対し、相談・評価から医療・訓練、就労援助までの総合的なリハビリテーションサービスを一貫した計画のもとに提供することにより、社会復帰を促進する施設です。

また、身体障害者が住みなれた地域で適切なリハビリテーションサービスが受けられるよう、地域の様々な関係機関等との連携の促進を図ります。

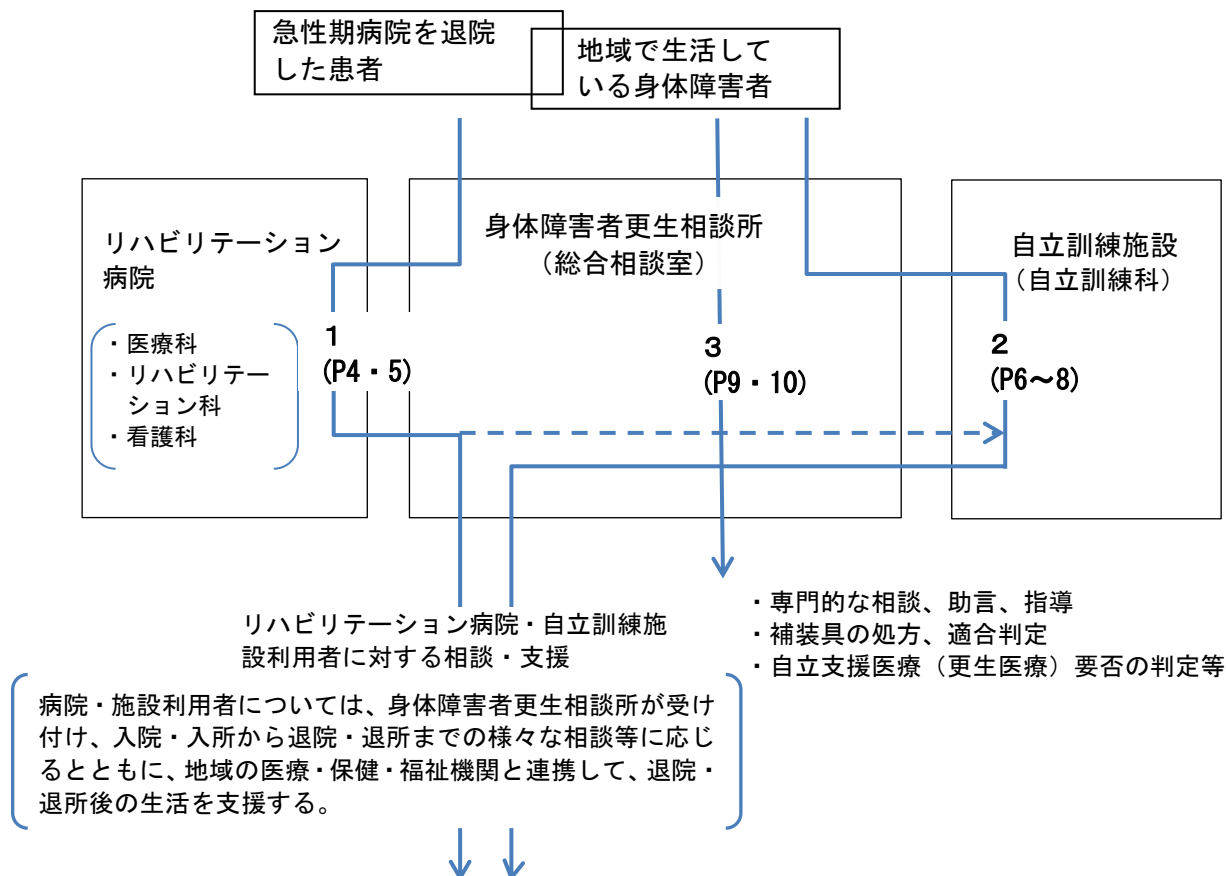
2 運営体制・支援内容

区分	リハビリテーション病院 〔 医療科 リハビリテーション科 看護科 〕	身体障害者更生相談所 (総合相談室)	自立訓練施設 (自立訓練科)
根拠	地方公営企業法	身体障害者福祉法	障害者自立支援法
支援内容	回復期リハビリテーションの実施 ○医学的な検査や診断、治療 ○理学療法による身体機能の維持、回復や基本的な動作の獲得訓練 ○作業療法による自立した生活に必要な動作能力の回復訓練 ○言語療法による言語・コミュニケーション訓練 ○更生相談所の補装具の判定、自立訓練施設の利用可否等の医学的所見	総合相談及び利用者への相談・支援等 ○専門的な相談、助言、指導 ○病院・施設利用者や家族等に対する相談、支援 ・リハビリテーション計画策定の調整 ・生活相談 ・退院・退所後の生活にかかわる関係機関等との調整等 ○補装具の処方・適合判定 ○自立支援医療（更生医療）の要否判定等 ○地域リハビリテーション活動の推進	自立のために必要な訓練の実施 ○日常生活や職場復帰に必要な維持期の訓練（生活スタイルの再構築のための、家庭内や外出時等の個人の日常生活を想定した訓練） ○中途視覚障害者のための歩行訓練等の実施
病床数 定員	100床 ＊入院期間最長 180日間 （リハビリテーション診療報酬対象期間）		入所・通所 60人 （入所の上限は50人、視覚障害者10人程度の受入れを含む。） 短期入所 5人
職員数 (H24. 4. 1) ()は、 嘱託職員 で内数。	医師 9人 (1人) 看護師 61人 (2人) 薬剤師 2人 理学療法士 25人 作業療法士 20人 言語聴覚士 8人 心理療法士 1人 診療放射線技師 2人 臨床検査技師 1人 栄養士 2人 (1人) 歯科衛生士 1人 事務職 7人 (1人) 計 139人 (5人)	ソーシャルワーカー 3人 補聴器相談員 1人 (1人) 手話相談員 1人 (1人) 理学療法士 1人 保健師 1人 事務職 2人 計 9人 (2人)	看護師 1人 理学療法士 1人 作業療法士 1人 生活支援員 14人 歩行訓練士 2人 事務職 3人 計 22人

参考 1 施設内容等

ア	開設	平成 20 年 4 月	
イ	所在地	広島市安佐南区伴南一丁目 3 9 番 1 号	
ウ	敷地面積	3 9, 4 0 7 m ²	
エ	構造・規模	鉄筋鉄骨コンクリート造り 2 階建	
	延べ床面積	1 3, 3 6 4 m ²	
	(内訳) リハビリテーション病院	1 0, 2 2 9 m ²	
	身体障害者更生相談所	3 6 3 m ²	
	自立訓練施設	2, 7 7 2 m ²	
オ	施設整備費	1 0 3 億 7, 3 8 5 万円	
	(経費内訳)	用地取得費	39 億 9,038 万円
		建設工事費	53 億 7,594 万円
		医療機器等購入費	10 億 753 万円
	(財源内訳)	国庫補助金	6,082 万円
		市債	94 億 6,320 万円
		一般財源	8 億 4,983 万円

Ⅱ 総合リハビリテーションセンターの利用状況について



身体障害者更生相談所が、リハ病院・自立訓練施設利用者に対して行う相談・支援内容	22 年度	23 年度
ア 退院・退所後の生活にかかる相談・支援 ・主治医、かかりつけ医との連絡調整 ・身体障害者手帳等の交付申請援助及び利用できるサービスの紹介 ・介護保険法、障害者自立支援法等の在宅サービス利用に係るケアマネジャー、福祉事務所等との調整 ・車椅子・補装具の交付にかかる福祉事務所との調整、処方・適合判定 ・住宅改造、介護用品・日常生活用具の利用に係る福祉事務所等との調整 ・高齢者関係施設、障害者関係施設等への入所に係る施設等との調整 ・転院にかかる病院等との調整 など	3, 147 件 (78%)	3, 660 件 (84%)
イ 各種福祉制度の利用等にかかる相談・支援 ・医療保険の手続き等の支援 ・傷病手当、失業手当、労災保険、自賠責保険の手続き等の支援 ・障害年金、障害者諸手当の手続き等の支援 ・障害者医療、高額療養費の手続き等の支援 ・生活保護受給にかかる相談、福祉事務所等との調整 など	503 件 (12%)	381 件 (9%)
ウ 社会復帰にかかる相談・支援 ・復職等にかかる会社等との調整 ・ハローワークの紹介等就職に向けた諸制度の利用調整	149 件 (4%)	111 件 (3%)
エ 家族間の問題にかかる支援 ・家族間の問題に関する相談等の支援	69 件 (2%)	69 件 (2%)
オ 傾聴支援 ・本人、家族の悩みや思いを傾聴する支援	184 件 (4%)	106 件 (2%)
計	4, 052 件 (100%)	4, 327 件 (100%)
入院・入所に関する相談	1, 383 件	1, 532 件
合 計	5, 390 件	5, 859 件
センターでの合同カンファレンスの開催等	994 件	1, 283 件

1 リハビリテーション病院の利用状況

ア 病床利用率の推移

開設年度は診療体制の整備により低い病床利用率であったが、平成 21 年度以降 90%を超える病床利用率となっている。

(病床利用率の推移)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
病床利用率	65.5%	91.5%	96.6%	95.6%
入院患者数	316 人	382 人	409 人	402 人
退院患者数	221 人	383 人	408 人	404 人

※入院患者数は再入院患者数を除く。退院患者数は一時退院患者数を除く。

※平成 20 年 4 月から 6 月は、50 床のみの稼働。

イ 平成 23 年度入院患者の状況（経路別、症状別、年齢別）

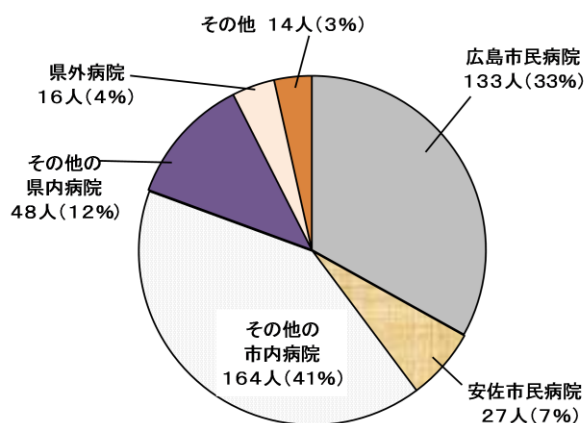
経路別では、広島市民病院と安佐市民病院からの受入れが全体の 4 割となっている。また、県外からも 16 人（4%）の受入れを行っている。

症状別では、「脳血管疾患」が最も多く、以下、「脊髄損傷」、「大腿骨、頸椎骨折等」、「神経疾患」、「廃用症候群」となっている。

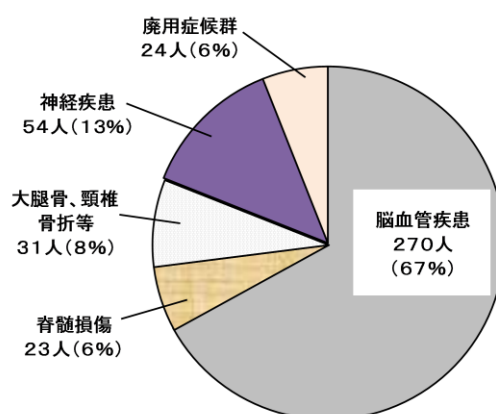
年齢別では、「70 歳代」が最も多く、以下、「60 歳代」、「50 歳代」、「80 歳代」となっている。

【入院患者数 402 人】

● 経路別～どこから～

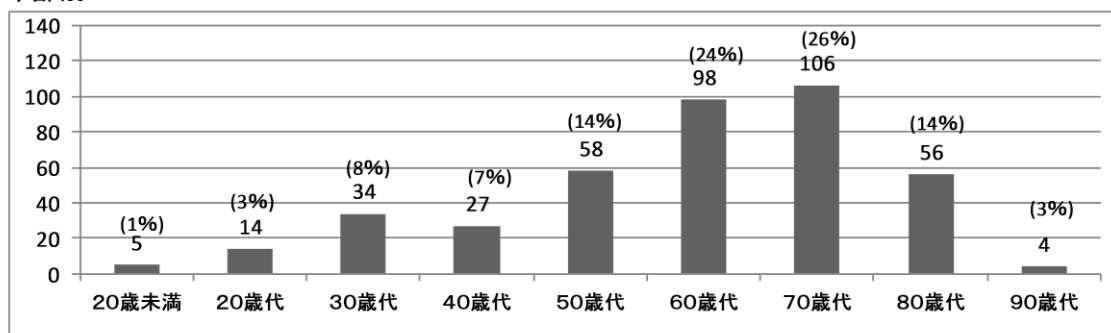


● 症状別



● 年齢別

(単位 人)



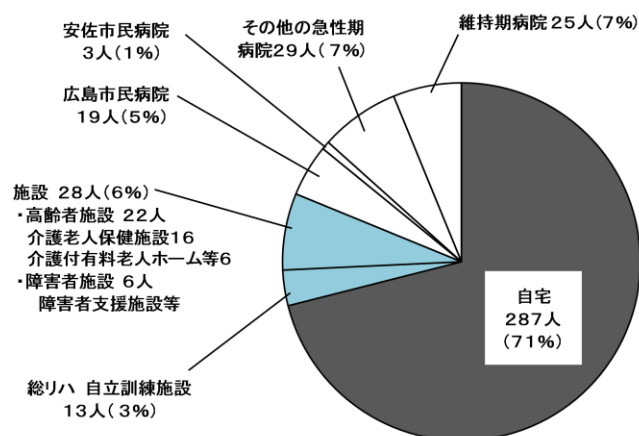
ウ 平成 23 年度退院患者の状況（行先別、入院期間別）

退院後の行先としては、「自宅」が7割と最も多く、総合リハビリテーションセンター自立訓練施設、介護老人保健施設等の「施設入所」が1割、広島市民病院等の急性期病院、維持期病院への「転院」が2割となっている。

入院期間別では、「2月超 3月以内」が最も多く、以下、「1月以内」、「1月超 2月以内」となっている。

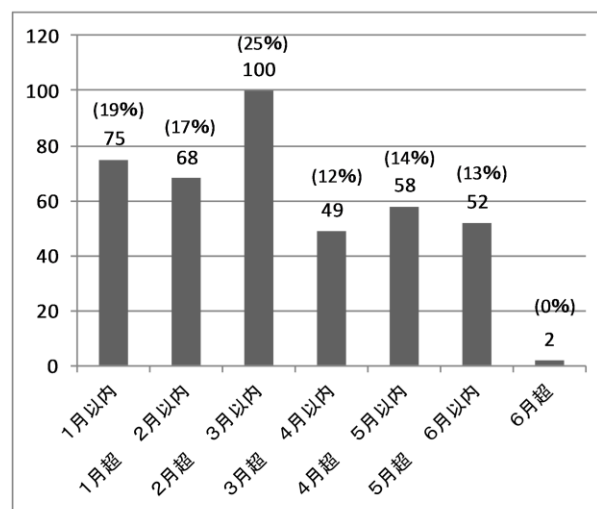
【退院患者数 404人】

● 行先別～どこへ～



● 入院期間別

(単位 人)



参考2 リハビリテーション病院の特徴

ア 充実したリハビリテーション医療の提供

リハビリテーション病院は、6.4単位/日（365日換算，1単位：20分間のリハビリテーション実施）のリハビリテーションを実施しており、広島市内の回復期リハビリテーション病床を持つ他医療機関と比較しても充実したリハビリテーション医療を提供している。

※市内の回復期リハビリテーション病院（16病院・総リハ病院を含む）の状況（平成22年7月～平成23年6月）

2単位	3単位	4単位	5単位	6単位以上	不明	計
3病院	2病院	4病院	1病院	4病院	2病院	16病院

イ 専門性の高いリハビリテーション医療の提供

リハビリテーション専門医5人による専門性の高い効果的なリハビリテーション医療の提供を行っている。また、神経内科専門医3人による他病院では受入れが困難な神経性難病患者多発性硬化症、ギランバレー症候群、パーキンソン病、脊髄小脳変性症などへの対応が可能である。

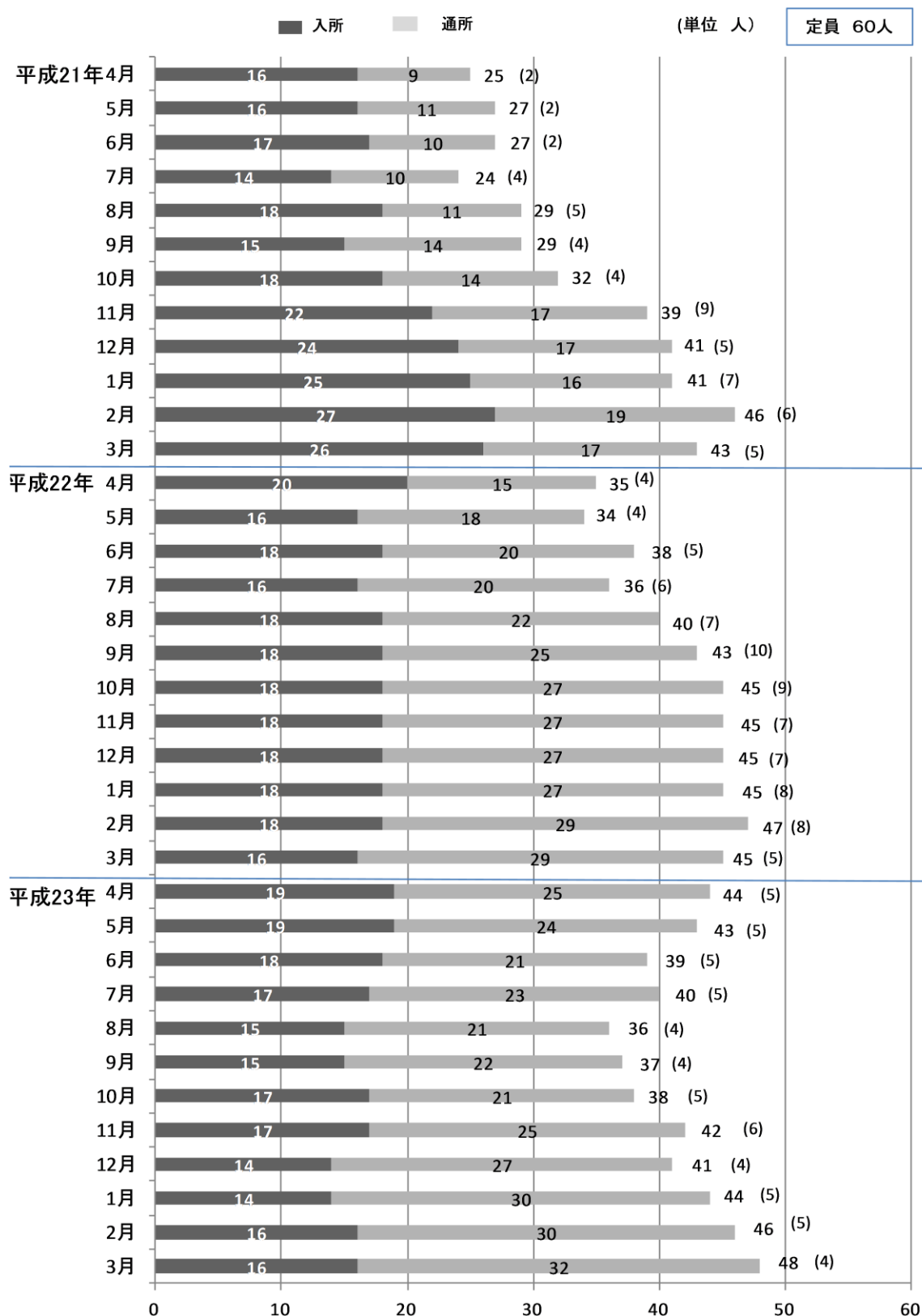
ウ 市域のリハビリテーション病院との連携等

脳卒中「地域連携計画」作成による急性期病院と回復期リハビリテーション病院との連携を強化するとともに、患者やその家族などを対象とした脳卒中後のリハビリテーション等に関する研修会（12回/22年度）、医療従事者を対象としたリハビリテーションスキル等に関する研修会（20回/22年度）を開催している。

2 自立訓練施設の利用状況

ア 利用者数の推移

平成 21 年度～23 年度の月末利用者数の推移は以下のとおりで、定員 60 名に対して 7 割程度の利用となっている。



注1 各月の入所・通所者数は各月末に在籍している利用者数である。()内は入所・通所者のうちの視覚障害者数で内数
 注2 通所者の週あたりの平均利用日数別の割合 週1日が36%、週2日が36%、週3日が20%、週4日が4%、週5日が4%
 注3 短期入所者は除く

イ 平成 23 年度の利用開始者の状況（経路別、障害程度別）

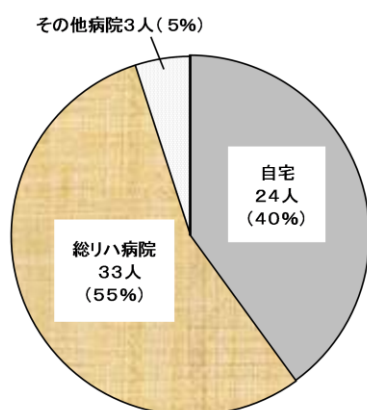
経路別では、「リハビリテーション病院」からの入所・通所が全体の 5 割で最も多く、以下、「自宅」、「その他病院」となっている。

障害程度別では、「1 級」及び「2 級」が全体の 8 割を占めている。

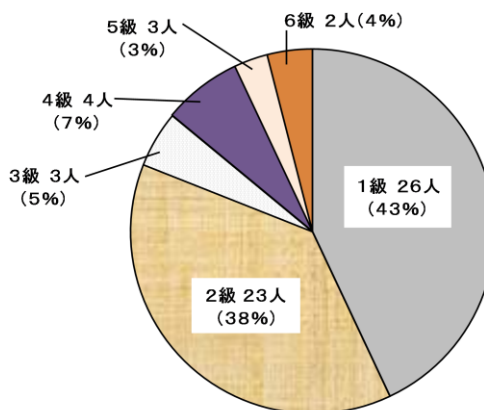
年齢別では、「30 歳代」が全体の 3 割と最も多く、以下、「50 歳代」、「20 歳代」、「40 歳代」、「60 歳代」となっている。

【 利用開始者数 60人 】

● 経路別～どこから～

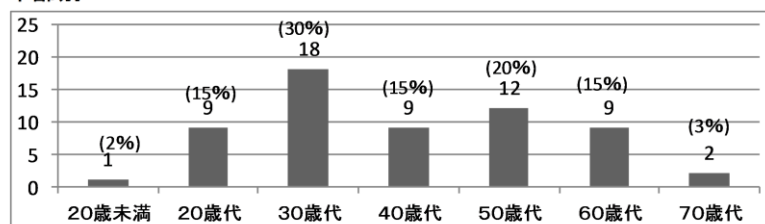


● 障害程度別



● 年齢別

(単位 人)



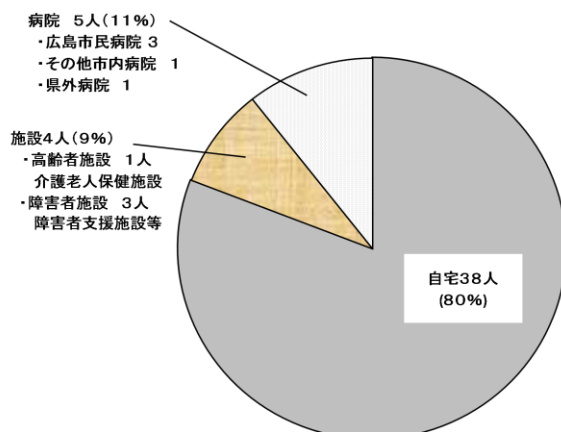
ウ 平成 23 年度の利用終了者の状況（行先別、利用期間別）

退所後は、全体の約 8 割（うち 1 割が就労）の人が「自宅」に帰っているが、「施設入所」、「病院入院」する人もそれぞれ 1 割程度ある。

利用期間別では、「1 年を超える」利用が最も多く、次に多いのが「3 月超 6 月以内」となっている。

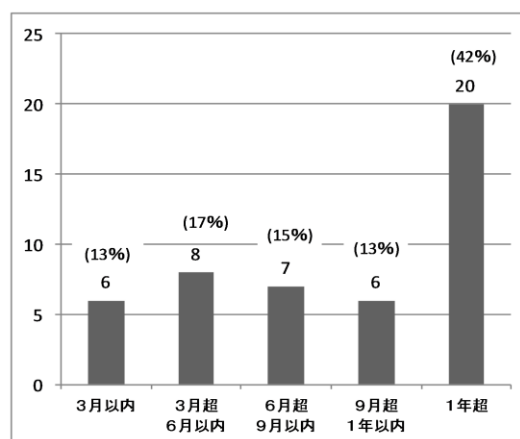
【 利用終了者数 47人 】 注 利用終了者57人から、通所・入所施設間での切り替え者数10人を除く。

● 行先別～どこへ～



● 利用期間別

(単位 人)



エ 短期入所者の状況

自立訓練施設では、福祉サービス受給者証を受けた身体障害者で、常時の介護、特別な医療を必要としない人を対象に短期間の入所を受け入れている。

平成23年度の延べ利用者数は26人で、延べ利用回数は33回、延利用日数は112日となっている。

		平成22年度	平成23年度
延べ利用者数		48人	26人
延べ利用回数		89回	33回
理由別内訳	介護者の疾病	2	2
	〃 の休養	65	16
	〃 の冠婚葬祭	0	0
	〃 の仕事・出張	1	1
	〃 の外出・旅行	0	1
	その他	24	13
延べ利用日数		291日	112日
1回あたり平均利用日数		3日	3日

参考3 自立訓練施設での自立訓練（機能訓練）内容

自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、身体機能・生活能力の維持向上のために必要な訓練を提供する。提供期間は1年6か月までとしている。

- ・ 基礎プログラム（立ち上がりや歩行・移乗等の基本動作や日常生活動作のトレーニング）
- ・ 体力向上プログラム（歩行や車いすトレーニング等による日中活動に必要な体力の維持向上）
- ・ 活動性向上プログラム（上肢運動や、グループワークによる会話学習、クラブ活動など）
- ・ 学習能力向上プログラム（パソコン、ドリル等を用いた課題学習）
- ・ 生活力向上プログラム（外出訓練、勉強会、入浴動作訓練、自由課題の設定など）
- ・ 自宅復帰や復職に必要な相談や情報提供、自宅環境調整、サービス利用等の調整など

3 身体障害者更生相談所の活動状況

身体障害者更生相談所では、リハビリテーション病院、自立訓練施設利用者に対する相談、支援のほか、以下のような支援・活動を行っている。

(1) 相談

平成 23 年度の状況は、「補装具に関する相談」が全体の 9 割と最も多い。

区 分	平成 22 年度		平成 23 年度		備 考
	件数	割合	件数	割合	
補装具に関する相談	573	91.1%	595	89.6%	補聴器判定前相談、補聴器適合検査等
医療に関する相談	44	7.0%	55	8.3%	健康相談など
難聴に関する相談	12	1.9%	14	2.1%	聴力の確認など
計	629	100%	664	100%	

※ 上記専門的な相談のほか、手話相談員による聴覚障害者への心身、日常生活に関する相談等を行っている。

(2) 判定

平成 23 年度の状況は、「自立支援医療（更生医療）要否判定」が全体の 4 割で最も多く、以下、「補装具要否判定」、「補装具適合判定」となっている。

区 分	平成 22 年度		平成 23 年度		備 考
	件数	割合	件数	割合	
自立支援医療（更生医療）要否判定	866	38.8%	882	40.3%	
補装具要否判定	717	32.2%	663	30.3%	
補装具適合判定	604	27.1%	610	27.9%	
その他	43	1.9%	32	1.5%	日常生活用具給付判定、全身性障害者判定等
計	2,230	100%	2,187	100%	

(3) 地域リハビリテーション活動

身体障害者更生相談所では、総合リハビリテーションセンターでの相談、判定のほか、各区福祉事務所と連携し、居宅訪問による相談、訪問審査を行うとともに、地域の関係機関等との意見交換会、研修会への講師派遣等により、地域ネットワークの強化を図っている。

- ① 重度の障害等があり来所できない方を訪問して補装具に係る審査（相談・調査、判定）等を行っている。

（平成 23 年度訪問件数）

・相談・調査（補装具使用環境調査等） 55 件 ・判定 46 件 計 101 件

- ② リハビリテーションをテーマにした研修会等へ講師を派遣している。

（平成 23 年度派遣回数）

※()内は参加者 以下同じ

テーマ	回 数	研修会の主催・講師派遣先
リハビリテーション医療	3 回 (52 人)	母子寡婦福祉会、老人クラブ、障害者施設
利用できる制度紹介	7 回 (143 人)	消費者協会、老人クラブ、地域包括支援センター
聴覚障害について	8 回 (202 人)	居宅介護事業所、地域包括支援センター、老人クラブ
視覚障害について	10 回 (383 人)	社会福祉協議会、眼科医会、学校等
合 計	28 回 (780 人)	

- ③ 補装具や車いす等をテーマにした説明会、意見交換会を開催している。

(平成 23 年度開催回数)

テーマ	回数	対象者
補装具説明会	1 回 (11 人)	各区役所厚生部職員
車いすの判定に係る意見交換会	1 回 (16 人)	車いす業者
義肢装具の判定に係る意見交換会	1 回 (9 人)	義肢装具業者
合 計	3 回 (36 人)	

- ④ そのほか、地域の医療機関や施設と情報交換、意見交換の機会を設け、連携の強化を図っている。

Ⅲ 総合リハビリテーションセンターの収支状況（平成23年度）

平成23年度のリハビリテーション病院の収益的収支は、3.1億円の損失となっている。なお、リハビリテーション病院への一般会計からの繰入金は、2.7億円、身体障害者更生相談所、自立訓練施設の一般財源負担はそれぞれ0.5億円、1.5億円で、一般会計の負担合計は4.7億円となっている。

単位：億円

区 分		地方公営企業会計 (収益的収支)	一般会計			合 計
		リハビリテーション病院	身体障害者更生相談所	自立訓練施設	計	
収入	医業収入／施設使用料	13.7	0.0	0.7	0.7	14.4
	一般会計繰入金／ 一般財源	一般会計繰入金 2.7	一般財源 0.5	一般財源 1.5	一般財源 2.0	4.7
	計	16.4	0.5	2.2	2.7	19.1
支出	人件費	10.9	0.4	1.6	2.0	12.9
	物件費等	5.5	0.1	0.6	0.7	6.2
	小計	16.4	0.5	2.2	4.2	19.1
	減価償却費	3.1				3.1
	計	19.5	0.5	2.2	2.7	22.2
差 引		△3.1	0.0	0.0	0.0	△3.1

注：リハビリテーション病院の収益的収支は、一般会計人件費2.0億円（身体障害者更生相談所・自立訓練施設分）を除いている。

説明1 リハビリテーション病院には、収益的収支のほかに、施設整備に係る企業債の借入、償還を経理する「地方公営企業会計・資本的収支」の会計があり、一般会計から2.8億円の繰入が行われている。

（リハ病院・資本的収支）

単位：億円

区 分		地方公営企業会計
		リハ病院
収入	企業債	0.1
	一般会計繰入金	2.8
	計	2.9
支出	建設改良費	0.1
	企業債償還金	2.8
	計	2.9
差 引		0.0

説明2 病院事業会計への繰入は、以下のとおり地方公営企業法に定められたものである。

（法 律）地方公営企業法第17条の2（経費負担の原則）

- 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。
 - その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
 - 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

（施行令）地方公営企業法施行令第8条の5

（通 達）地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する取扱いについて

（通 知）総務省基準「地方公営企業繰入金について」（平成24年4月13日総務副大臣通知）による繰入金内訳

〔基準1〕病院の建設改良に要する経費	3億5,212万円
〔基準7〕リハビリテーション医療に要する経費	1億3,803万円
〔基準15〕保健衛生行政事務に要する経費	1,692万円
〔基準16〕経営基盤強化策に要する経費	342万円
〔基準17-1〕地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	3,337万円
〔基準17-2〕地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	770万円
合 計	5億5,156万円

IV 総合リハビリテーションセンターの経営形態と連携について

リハビリテーション病院の地方独立行政法人化に伴い、総合リハビリテーションセンターを構成する身体障害者更生相談所及び自立訓練施設の運営形態について、次のとおりとすることが適当と考えます。ただし、こうした見直しは、変わらずセンター内の3施設の連携が維持されていることが前提です。

1 身体障害者更生相談所の直営維持

身体障害者の補装具の処方及びその適合判定等、行政自らが判断しなければならない業務を行っている身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法の規定に基づき、市が直接運営することとされています。このため、現行のとおり広島市の直営とします。

2 自立訓練施設の地方独立行政法人化（病院の附帯施設化）

自立訓練施設については、施設利用者のほぼ半数がリハビリテーション病院からの退院者であるなど、現在も病院と密接な関係を保ち運営していますが、今後一層の利用の促進を図るためにも施設の提供するサービスの向上が望まれます。

今回のリハビリテーション病院の地方独立行政法人化を契機として、リハビリテーション病院と自立訓練施設との連携をさらに強化し、「施設内での機能訓練等の充実」や、「施設利用者が退所し自宅等で生活するために必要な様々な生活支援のより効果的な構築」など、施設の機能、提供する支援の充実に力を注いでいく必要があると考えています。

また、リハビリテーション病院が回復期のリハビリテーションだけでなく、維持期のリハビリテーションに関わることは、病院のリハビリテーション機能の向上につながります。

こうしたことから、リハビリテーション病院の地方独立行政法人化に併せ、自立訓練施設をリハビリテーション病院の附帯施設とすることが適当と考えます。

なお、施設のリハビリテーション病院の附帯施設化は、あくまで施設の提供してきたサービス内容のより一層の充実を図るためのものであり、見直しにより施設利用の範囲が狭められたり、利用が難しくなるようなことがないよう留意すべきです。

自立訓練施設は、現在一般会計の福祉施設として運営し、施設運営経費等には一般財源の負担があります。地方独立行政法人の附帯事業として自立訓練施設を運営するに当たっては、その収支が本来事業に支障が生ずるものであってはならないことから、自立訓練施設の運営に係る収支不足分については、市からの財政的支援が必要です。

県、政令市のリハビリテーションセンターの運営形態等

(平成 24 年 8 月現在)

施設名	開設年月	所管組織	身体障害者更生相談所	病 院	障害者支援施設
			運営形態 種別	運営形態 病床数	運営形態 定員
県	宮城県 リハビテーション支援センター	平成18年4月	保健福祉部	【一般会計】 診療所（通院のみ）	【一般会計】 ・通所定員20名
	とちぎ リハビテーションセンター	平成13年9月	健康福祉部	【病院事業会計】 80床	【一般会計】 ・入所定員30名 ・通所定員30名 ・短期入所者4名
	埼玉県 総合リハビテーションセンター	平成6年3月	福祉部	【病院事業会計】 120床	【一般会計】 ・入所定員90名 ・通所定員110名
	長野県 総合リハビテーションセンター	平成18年4月	健康福祉部	【一般会計】 80床	【一般会計】 ・施設入所支援80名 ・施設通所支援74名 ・短期入所者4名
	大阪府 障がい者・医療 リハビテーションセンター	平成19年4月	福祉部	【一般会計】 87床 (法人) 大阪府立病院機構	【一般会計】 ・入所定員90名 ・通所定員30名
	兵庫県立 総合リハビテーションセンター	昭和45年4月	健康福祉部	【一般会計】 身体 330床 (指定管理者) (社福) 兵庫県福祉事業団	民間譲渡 ・入所・通所定員132名 (民間事業者) (社福) 兵庫県福祉事業団
	奈良県 総合リハビテーションセンター	昭和63年6月	健康福祉部	【一般会計】 身体・知的 100床 (指定管理者) (社福) 奈良県社会福祉事業団	【一般会計】 ・入所定員60名 ・通所定員75名 (指定管理者) (社福) 奈良県社会福祉事業団
政令市	広島県 身体障害者 リハビテーションセンター	昭和53年4月	健康福祉局	【一般会計】 身体 200床 (指定管理者) (社福) 広島県福祉事業団	【一般会計】 ・入所定員70名 ・通所定員84名 ・短期入所者5名 (指定管理者) (社福) 広島県福祉事業団
	横浜市 総合リハビテーションセンター	昭和62年10月	健康福祉局	【一般会計】 身体・知的 19床(診療所) (指定管理者) (社福) 横浜市リハビリテーション事業団	【一般会計】 ・入所定員30名 ・通所定員66名 (指定管理者) (社福) 横浜市リハビリテーション事業団
	名古屋市 総合リハビテーションセンター	平成元年10月	健康福祉局	【一般会計】 身体 80床 (指定管理者) (社福) 名古屋市総合リハビリテーション事業団	【一般会計】 ・入所定員50名 ・通所定員41名 (指定管理者) (社福) 名古屋市総合リハビリテーション事業団
	京都市 身体障害者 リハビテーションセンター	昭和53年6月	保健福祉局	【一般会計】 身体 40床	【一般会計】 ・入所定員30名 ・通所定員40名
	広島市 総合リハビテーションセンター	平成20年4月	病院事業局	【病院事業会計】 100床	【一般会計】 ・入所・通所定員 60名 うち、入所の上限は50名 ・短期入所者 5名
	(地方独立行政法人移行後)		健康福祉局	【一般会計】 地方独立行政法人	【一般会計】 地方独立行政法人

※ 県立のリハビリテーションセンターの内容は、長野県が実施した都道府県調査（平成 24 年 5 月）から抜粋した。政令市のリハビリテーションセンターは、病院事業局が調査（平成 24 年 8 月現在）。

3 総合リハビリテーションセンター内の連携の確保

経営形態の見直しにより、運営主体が異なることとなっても、以下のような措置、取組を通じ、これまでどおり、総合リハビリテーションセンター内の連携を維持するとともに、連携の強化を進め、これまで以上に質の高い総合的なサービス提供を進めます。

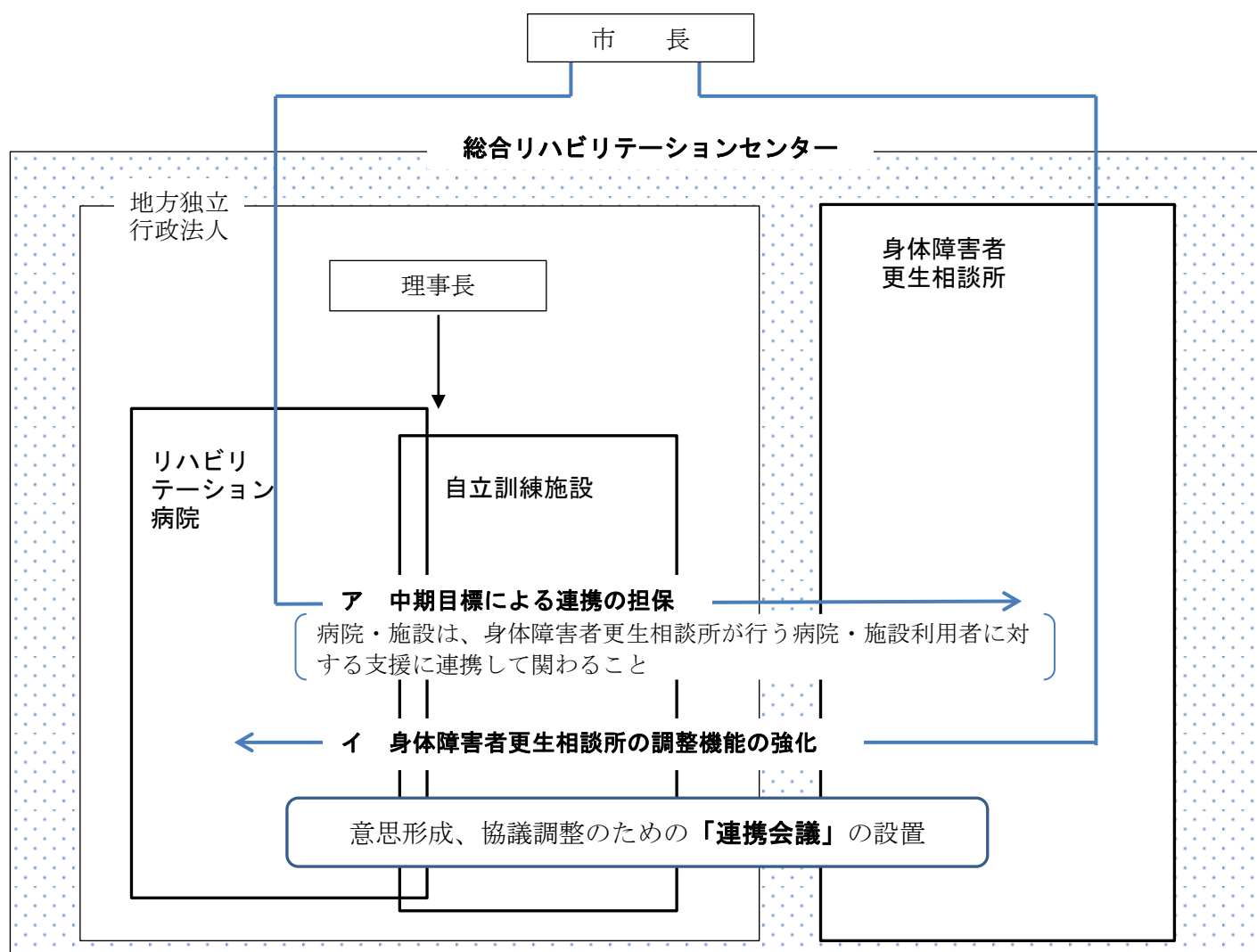
ア 市が法人に示す中期目標等により、センター内での連携を担保します。

市が法人に示すリハビリテーション病院や自立訓練施設に対する中期目標の中で、身体障害者更生相談所が行う病院、施設利用者に係る「センター内の提供サービスの調整」や「退院・退所後の生活に必要な様々な生活支援の構築」等の支援に連携して関わることを、病院等の役割として明確にし、総合的なサービス提供の維持、向上を図ります。加えて、センター内の意思形成、協議調整のため、3施設の運営責任者等で構成する「連携会議」を設置するなど、連携のための具体的な仕組みも検討します。

イ 身体障害者更生相談所の調整機能の強化を図ります。

改めて、センターが総合的に提供すべきサービスの内容、そのための身体障害者更生相談所の役割について、センター職員の意識の共有化を図るとともに、職員の協力体制、連携の手順などの仕組みを見直し、身体障害者更生相談所の調整機能の強化を図ります。

こうした取組に加え、地域で生活する身体障害者の多様なニーズに対応できるよう、身体障害者更生相談所の組織体制を強化し、地域リハビリテーション活動の拡充など専門性を活かした取組を充実させることにより、センターの総合的な支援機能の強化を図ります。



4 リハビリテーション病院と他の市立病院との連携

市立病院の地方独立行政法人化を契機に、これまで以上にリハビリテーション病院と他の市立病院との連携を図り、より効果的で質の高い医療を提供します。

(1) 広島市民病院、安佐市民病院との連携による一体的なリハビリテーション医療の提供

リハビリテーション病院と広島市民病院、安佐市民病院間の患者情報のスムーズな伝達、共有化などにより、これまで以上に積極的な患者の受入れ、患者の容態等に応じた円滑な転院を進め、急性期の疾病治療、リハビリテーションから、回復期のリハビリテーションが連続的、一体的に提供できる病院群としての体制を構築します。

(2) 他の市立病院とのリハビリテーション医療に関する交流による、医療技術の向上、安定的な医療の提供

リハビリテーション病院とその他の市立病院間で、リハビリテーション医療に従事する医師、理学療法士等の交流を進め、医療スタッフのリハビリテーション医療技術の向上と各病院のリハビリテーション医療水準の向上を図ります。また、病院間の医療スタッフの迅速、柔軟な派遣を可能にし、市立病院のリハビリテーション医療提供の安定化を図ります。

(3) リハビリテーション病院の立地条件を活かした、災害時の市立病院のバックアップ機能の強化

西風新都に立地し、高速道路のインターチェンジに近接するというリハビリテーション病院の地理的条件を活かし、デルタ市街地が被災した場合に備え、市立病院の医療情報のバックアップや診療材料の備蓄等、市立病院のバックアップ機能を強化します。また、災害時に派遣される医療チーム（DMAT）の受入拠点、被災重症患者の広域搬送拠点としても活用します。